

伊佐市農業委員会 5 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 7 月 29 日（月）午前 9 時 00 分から 10 時 35 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (23 人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	8 番委員	1 番推進委員	8 番推進委員
3 番委員	9 番委員	2 番推進委員	9 番推進委員
4 番委員	10 番委員	3 番推進委員	10 番推進委員
5 番委員	11 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
6 番委員	12 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	

4. 欠席委員 (5 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 10 番委員 11 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
6月の大雨で災害はなかったでしょうか。ようやく梅雨が明けまして天気も晴れの日が続くようですが、利用状況調査も始まっています、体に気を付けて調査をよろしく願いいたします。
特に、熱中症だけは気を付けて活動をお願いいたします。
本日は2番農業委員が欠席で出席者は12名です。規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
10番農業委員と11番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1ページから8ページになります。
農地法による解約が3件、田2筆、畑2筆です。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が5件、田10筆、畑5筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしと言うことですので、報告2号 農地の利用目的変更について、事務局お願いいたします。

事務局 4ページをお開き下さい。
報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、この報告につきまし

ては前回の総会で保留になったH氏の農地の利用目的変更になります。

申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されています HKさん49歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川570番、地目は畑、地積は3,051㎡で、まごし温泉から西へ約2.2kmに位置し、県営圃場整備地に隣接する農地です。

申請地は父親の代から田として利用されていましたが、すぐ横に土地改良区が管理する水路があることから、今後も田として管理するとのことで今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

なお、菱刈土地改良区からの意見書の添付及び、地区総代並びに地元農家の承認も得ていることから問題はないと思われます。

また、前回の総会で、地目を畑から田に変えた場合に法的にはどうなのか？など意見が出されましたが、申請地は元々農地ですので、今回の申請はその農地の地目変更になります。その場合、畑から田に変更する、若しくは、田からは畑に変更する場合がありますが、農地の有効利用も踏まえ地目変更するわけですから、農地法及び不動産登記法上問題はありません。これについては県にも確認をしてあります。

以上のことから、本届出は適切であると思われますことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

1 1 番 農業委員 前回は話をしたわけですが、ここは最初から畑を構造改善した所で水路は通っていますが、畑ということでしたあつたんですが、Hさんがよそから入ってきた人で、勝手に本城地区で田を作った人で、その他に下手地区に3名の方が畑に田を作っているんですよ。こういうことで、土地改良区からの意見書が通るんですかね。私は思うんですが。

事務局 これについては、県にも確認をしてあります。そこで、農業委員会としては、土地改良区等が畑を田ということで認めていますが、一番の問題は水利権だと思います。今後水利費については土地改良区は貰うということと、後地元の方々の意見がもっともだと思いますが、これについても、Hさんはもう何年も耕作されていますが、田植え時期に水が足りないといったような問題も出ていないということで、土地改良区もいいということで、今回申請されたわけです。

農業委員会としては、土地改良区等の了承を得た中で畑を田にするという

ことを報告しているわけですから、報告に対して意見を出していただきましたが、元々農地ですので、転用ではなく、地目変更ですので、農地法上、不動産登記法上問題ないということで、県にも確認を取っておりますので、後は地元の方々、一番は土地改良区になるかと思いますが、その土地改良区が認めたわけですので、農業委員会としては、今後農地の有効利用も踏まえ、田として管理していただければということなるかと思えます。

1 1 番
農業委員

土地改良区に対してどうこう言うのではないですが、現に下手地区には後3名の方が畑に田を作っているんですが、土地改良区の説明としては、勝手に田を作っているんだ。それは認めることができないと言いながら、水利費も取れないわけなんですよ。勝手に畑を田にしているが、それを土地改良区がこれを畑から田にしてもいいよと言え、水利費が発生するので、下手地区の場合はそれは認めないということで、説明は受けていますが、Hさんの所は本城地区になりますので、後3件は下手地区になりますので、土地改良区が大丈夫ですよと言え、下手地区で畑を田にしてくださいと申請すれば認めてくれるんですよ。

事務局

最終的な判断は土地改良区さんになるかと思えます。農業委員会は地目変更ですので、農地から農地で今後田として利用する報告になりますので、最終的な判断は土地改良区さんになるかと思えます。

1 1 番
農業委員

私も農業委員として、また地元に住んで理事をしている者として、こういう意見がありましたよということを、土地改良区にも言ってほしい。

事務局

はい。11番委員から話があったということと、これについては土地改良区も把握しているかとは思いますが話はしておきます。

3 番
農業委員

地元の承認を得ていると言われましたが、何名くらいですか。

事務局

土地改良区の方で確認していただいたのは、本城地区になりますので、理事については、地区総代のT理事、それと本城地区で沢山田を所有している方々、3、4名の方になります。

3 番
農業委員

農家から、今畑なんだけど、田に変えたいんだけど意見を聞くんですが、元々地目が田ならばいいが、畑の時は僕らは申請してくださいと言っていいんですね。

事務局 県にも確認していますので、農地の地目変更については農地法上問題はあり
りません。ただ、今回のように畑を田にする場合、水利権がでてきますので、
そこは土地改良区さんの判断になるかと思います。

7 番 県営圃場整備事業で整備した地域になるかと思いますが、県営圃場整備事
業を行う時に、地元の方々は畑だったが田を作りたいから田にしてください
農業委員 ということと計画を出した経過があります。だけど、畑は畑だと田にしてな
ならないと、ただ、水路だけは通していないといけないということで、水路
は通してありますが、現在まで、畑地についての水はやっていないですよ。
水利権の問題もあるかと思うが、水利権の前に、事業を行う時に、畑は畑と
しか整備はできない。として事業を行った経過があり、下手地区も畑は畑と
して整備を行ったんですが、そここの見解はどうなっているんですか。

事務局 今、問題になっているHさんの所は圃場整備地区外になります。

議長 皆さんよろしいでしょうか。この件につきましては、農地法上は何ら問題
はないと。ただ、土地改良区の方で申請が上がった場合の審査をしっかりと
していただいて、農業委員会に上げてもらうことで、圃場整備をしたところは
土地改良区も関係しますので、良い、悪いを判断していただきたいと思いま
す。

議長 他に、ありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決
定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決
定のうち、貸借につきましてご説明申し上げます。
7ページをご覧ください。
期間は3年から10年で、面積は田9,531㎡、畑19,180㎡の計
28,711㎡です。利用権を設定する者の数11名、利用権の設定を受け
る者の数8名です。

土地の詳細につきましては、5 ページ番号 1 から 6 ページ番号 1 1 のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第 1 号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第 2 号 —————

議 長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

この議案の整理番号 7 番、8 番については、4 番推進委員が譲受人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事に参加できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(4 番推進委員退席)

議 長 整理番号 1 番から 8 番まで、一括で報告をお願いします。
ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願ひいたします。
整理番号 1 番について、5 番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 7 月 2 4 日に現地調査を行いましたので、私 5 番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は 6 9 歳です。
渡し人 MSさんは、福岡県糟屋郡須恵町新原に居住され、市外住民で年

齢は62歳です。二人は義理の兄弟になられます。

申請地は、伊佐市大口平出水字新柳北54番1外2筆で、地目は田、地積は合計2,417㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、40,692㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る7月24日現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 STさんは、鹿児島市城山1丁目に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字青木田784番で、地目は田、地積は1,304㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は28,972㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る7月20日現地調査を行いましたので、私1番が報告をいたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は45歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は100歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字馬渡107番2外3筆で、地目は畑、地積は合計3,969㎡と田代字椎ノ木622番1で、地目は田、地積は1,025㎡で、地積合計は4,994㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は6,399㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る7月24日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたしまます。

申請人 ATさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は45歳です。

渡し人 AHさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字日渡142番外2筆で、地目は畑、地積は合計4,145㎡と、田代字柳ケ谷57番1外2筆で、地目は田、地積は合計3,685㎡で、6筆合計7,830㎡の所有権移転売買であります。

受人の経営面積は56,426㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

続きままして、整理番号5番につきままして、去る7月24日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたしまます。

申請人 ATさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は45歳です。

渡し人 ASさんは、伊佐市大口川岩瀬に居住され、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字井手尾435番8外5筆で、地目は田、地積は合計2,205㎡の所有権移転売買であります。

受人の経営面積は56,426㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しな

いと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る7月26日に現地調査を行いましたので、私6番が報告いたしまます。

申請人 AMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字松ヶ迫3823番5外3筆で、地目は畑、地積は合計6,326㎡と、曾木字鳥田3981番1外4筆で、地目は田、地積は合計5,622㎡で、9筆地積合計11,948㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は69,541㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号7番、8番について、12番農業委員の報告を求めまます。

1 2 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る7月24日に現地調査を行いましたので、私12番が報告をいたしまます。

申請人 NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は95歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市菱刈田中字野中762番1外2筆で、地目は田、地積は合計4,076㎡と、同じく字田中785番1で地目は畑、地積は2,012㎡の、4筆合計6,088㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は47,370㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.1kmで、現況は良く管理された農地です。経

営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

続きまして、整理番号8番について、去る7月24日に現地調査を行いましたので、私12番が報告をいたします。

申請人 NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は94歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市菱刈田中字野中762番2で、地目は田、地積は1,677㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は47,370㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番から整理番号8番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件の許可が処分決定しました。

ここで、4番推進委員の入室をお願いいたします。

(4番推進委員の入室)

議長 4番推進委員、許可が決定いたしました。

4番推進委員 ありがとうございます。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、整理番号1番、2番について関連していますので一括で報告をお願いします。9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、整理番号1番、2番について、去る7月24日、除外目的である太陽光発電施設を設置する、株式会社Eの社員 THさん立ち合いのもと、2番推進委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

整理番号1番の申請人は、伊佐市菱刈前目に居住されている TSさんで、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字平原1728番1外2筆で、地目は畑、地積は合計1,935㎡です。

続きまして、整理番号2番の申請人は、伊佐市菱刈前目に居住されている HTさんで、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字普春庵原5093番1で、地目は畑、地積は1,175㎡です。

現況は、これらの農地を含む一帯が長年放置されていたようで、農地の境界及び農道も不詳の草原とかん木等の茂る原野に近い状態であります。

所在地は、菱刈庁舎の北北西約1kmに位置し、東側は農道、南、北、西側は同様の原野及び山林で農振を除外しても周囲に与える影響はないと思われます。

除外目的は、太陽光発電施設を設置しようとして計画されています。

なお、現状では電柱など系統連系に必要な設備がありませんが、事業者は引き込み線の設置なども含めて、付近一帯に大規模な太陽光発電施設の開発を進めるとのことです。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、パネル設置計画等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ

ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、整理番号3番について、去る7月24日、申請人の代理人 THさん立ち合いのもと、3番推進委員、10番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

申請人は、霧島市隼人町姫城に居住されている MHさんで、年齢は40歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番41で、地目は畑、地積は2,930㎡です。

所在地は、楠本自治公民館から南西約100mに位置し、東側は市道、北側は畑、西側も畑、南側は市道で、除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、周囲は農地ですが農用地区域の外周部のため、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響はないものと思われま。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、航空写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、整理番号4番について、去る7月24日、申請人の代理人 Y Sさん立ち合いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている DRさんで、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字楠原1875番1で、地目は田、地積は111m²です。

所在地は、楠原自治会館から西へ約100mに位置し、南側は田、東、北側は市道、西側は宅地であります。

現況は、代理人 Yさんの宅地に接する土地で、50年以上前に宅地造成され農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長

整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番
農 業 委 員

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出」の意見決定について、整理番号5番について、去る7月24日、申請人の代理人 N 行政書士立ち合いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている HMさんで、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字松峰964番で、地目は畑、地積は1,456㎡ですが、以前、除外申請で除外したものを、元に戻す編入の申出です。

所在地は、南九州変電所から南約100mに位置し、東側は山林、北側も山林、西側は太陽光発電施設、南側も太陽光発電施設であります。

編入後は、元の畑にと計画されています。この申請は、隣接者と太陽光発電施設を計画していましたが、話し合いの折り合いがつかず、申請人は元に戻すということで、今回申請されました。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現地写真、委任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、意見並びに許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5番 農業委員		<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出」の意見決定について、整理番号6番について、去る7月24日、申請人のNRさんと、T行政書士立ち合いのもと、8番農業委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口里に居住されている NRさんで、年齢は33歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小川内字上場583番1138で、地目は畑、地積は222㎡で、現況は鶏舎であります。</p> <p>用途区分変更の目的は、農業用施設であります。</p> <p>所在地は、旧山野西小学校から東約1.5kmに位置し、東側は鶏舎、西側は畑、南側は鶏舎、北側は畑であります。</p> <p>用途区分変更することで、農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、及び農用地など保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはありません。</p> <p>3条許可がとおり、平成10年に鶏舎を建てたが、新しい鶏舎を建てた際に、4条許可を取り損ねていたことがわかり、今回用途区分変更して申請し直すものであります</p> <p>添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現地写真、委任状等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数6件について、6件の意見決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る7月24日、申請人のNRさんと、T行政書士立ち合いのもと、5番農業委員、私8番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口里に居住されている NRさんで、年齢は33歳です。

申請地は、伊佐市大口小川内字上場583番1138外1筆で、地目は畑、地積は合計2,659㎡で、現況は鶏舎であります。

所在地は、旧山野西小学校から東約1.5kmに位置し、東側は鶏舎、西側は畑、南側は鶏舎、北側は畑であります。

転用目的は、平成10年に亡きお父さんが、前所有者の鶏舎施設ごと売買により取得され、息子のRさんが平成24年に相続され、今回新規拡大のため、鶏舎、堆肥舎等の登記申請中に当時の登記に誤りがあることがわかり、現在に至っていたとのことで、今回、現況と用途一致させるための手続きをしたとのことでした。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、理由書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であ

ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る7月24日、申請人のHEさんのご主人立ち合いのもと、2番推進委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈前目に居住されているHEさんで、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字平山4408番23で、地目は畑、地積は468㎡です。

転用目的は、山林でクヌギを植林することです。

所在地は、菱刈庁舎から東約500mに位置し、西側はクヌギの植栽地、北側は山林、東側は農道を挟んで山林、南側は山林であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、植林計画書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る7月24日、申請人のS株式会社社員 Tさん立会いのもと、1番農業委員、私4番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、兵庫県神戸市兵庫区下沢通八丁目に所在する S株式会社 代表取締役 NTさんで、一般法人です

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている HYさんで、年齢は74歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字牛田1941番3で、地目は畑、地積は2,060㎡であります。

所在地は、北薩病院から西へ約1kmに位置しており、西側は山林、北側、東側、南側は畑で、周囲に与える影響はないと思われます。

前回の総会で保留になった案件になりますが、再測量が行われ又周囲の農地も今後転用予定のため、資材搬入路を整備するとのことでした。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数364枚、設置容量49.5kwを予定しております。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る7月24日、申請人 HNさん立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されている HNさんで、年齢は71歳です。

譲渡人は、鹿児島市皇徳寺台三丁目に居住されている HSさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は駐車場及び車庫となっております。

申請地は、伊佐市菱刈前目字北山2376番で、地目は畑、地積は260㎡であります。

所在地は、前目集会施設から東へ約500mに位置しており、南、東、

北側は宅地、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

が、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 員 Tさん立会いのもと、4番農業委員、私1番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、兵庫県神戸市兵庫区下沢通八丁目に所在する S株式会社 代表取締役 NTさんで、一般法人です

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている AMさんで、年齢は85歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番61で、地目は畑、地積は2,531㎡であります。

所在地は、ジャパンファーム日ノ出門から北東へ約100mに位置しており、南側は山林、東側は畑、北側は宅地、西側は畑であり、周囲に与える

影響はないと思われます。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数279枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 1番委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る7月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、1番推進委員、4番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、大阪府中央区道修町一丁目に所在する株式会社E 代表取締役 KKさんで、一般法人です

譲渡人は、霧島市国分松木町に居住されている Y Iさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1304番2外2筆で、地目は畑、地積は合計1,998㎡であります。

所在地は、南九州変電所から西へ約200mに位置しており、南側は山林、東側は県道、北側は山林、西側も山林であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
太陽光発電事業であります、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る7月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されているMHさんで、年齢は53歳です。

譲渡人は、霧島市隼人町姫城に居住されているNNさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林となっております。

申請地は、伊佐市大口大田字八幡山1544番2で、地目は畑、地積は210㎡であります。

所在地は、郡山八幡神社から南へ約500mに位置しており、南側と東側は道路、北側は宅地、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われれます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、資金証明書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る7月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市小野三丁目に居住されている KMさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている YSさんで、年齢は64歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3145番で、地目は畑、地積は811㎡であります。

所在地は、本城小学校より南へ約1kmに位置しており、南、東、北側は農道、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数272枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る7月24日、申請人の代理人I行政書士立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、東京都品川区三丁目に居住されているSAさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されているHKさんで、年齢は76歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転

用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字前田1046番4で、地目は畑、地積は794㎡であります。

所在地は、南九州変電所から南へ約1kmに位置しており、南側は山林、東側は宅地、北側は市道、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数200枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして

農業委員 去る7月24日、3番農業委員、10番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市菱刈前目に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈重留字池之原1271番15外1筆で、地目は畑、地積は合計623㎡です。

申請地の位置として、田中ふるさと館から東へ約300m位に位置し、北側は宅地、東側は道路、西側は宅地、南側は道路であります。

非農地となった時期及び理由としましては、Hさんの農地に隣接する土地にKさんが農家住宅を昭和30年頃建設された際、住宅への進入路として利用されていて、今後も耕作される予定がないとのことでした。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る7月24日、申請人の代理人 HAさん立会いのもと、4番推進委員、私1番農業委員の2名で共同調査をしましたので、1番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市大口田代に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口川岩瀬字橋ノ尾1001番で、地目は田、

地積は2, 164㎡です。

周囲の状況は、周りは全て山林となっており山間を流れる谷川のようになっていました。

申請地の位置として、羽月西小学校より北へ約400m位に位置し、現況は不耕作地です。

非農地となった時期及び理由としましては、以前は鍬などの農具で耕作していましたが、機械化も出来ない便利の悪い所にあるため、昭和40年頃より耕作せず、現在に至ったとのことでした。

調査の結果、2名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。7月の月例報告をします。
5日、7月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
24日、現地調査を一斉にしております。29日、本日は第5回農業委員会の総会です。
8月の行事予定ですが、6日に8月の定例常設審議委員会が鹿児島市であ

ります。23日が現地調査です。28日が第6回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、令和元年度 第5回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時35分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10 番

伊佐市農業委員 11 番